

# 福祉用具リサイクル斡旋事業について

## 事業の概要

家庭で不要になった福祉用具を「譲りたい方」と必要とする福祉用具を「譲ってほしい方」との橋渡しを行い、福祉用具の有効活用と日常生活の利便性の向上を図ることを目的とします。

## 登録方法

富岡市社会福祉協議会の窓口で登録申請書(譲りますまたは譲ってください)に記入していただくか、ホームページより登録申請書をダウンロードして記入後、提出してください。

## 対象となる福祉用具

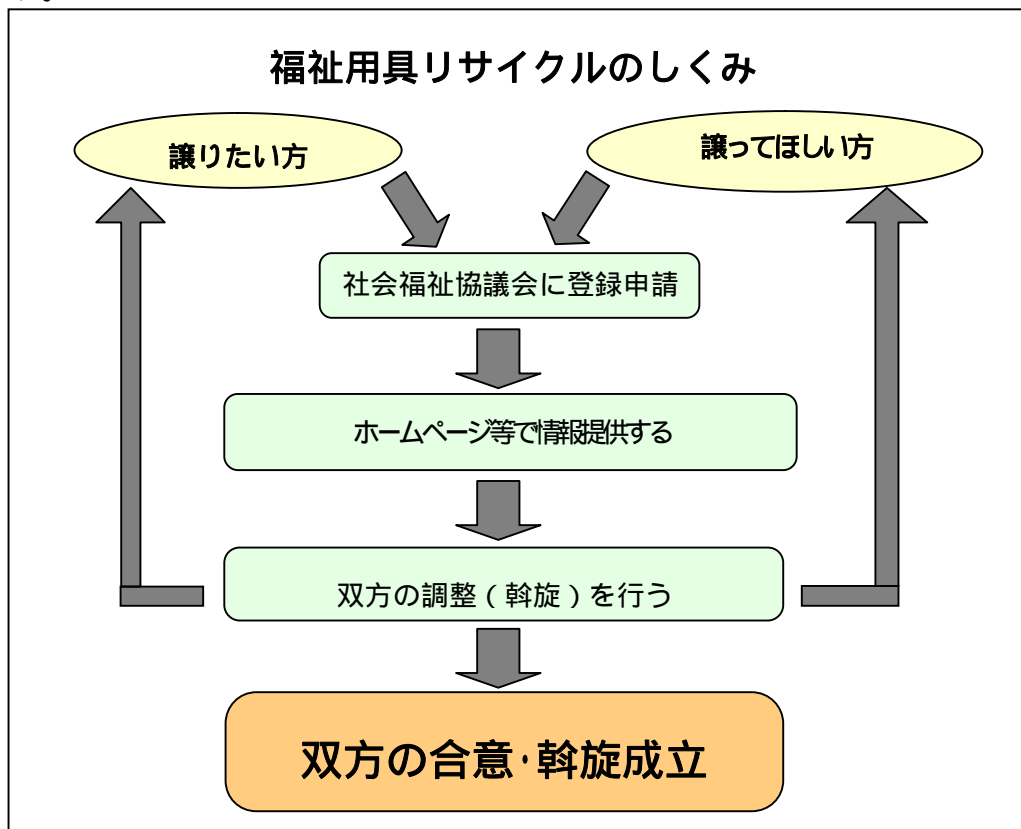
対象となる福祉用具は車椅子、歩行器、シルバーカー(手押し車)、歩行補助杖、介護用ベッド、介護用品等の福祉用具とし、安全かつ衛生上問題がなく、修理を必要としないものとします。

身体に直接ふれるもの(衣類等)は、未使用のものとなります。

福祉用具は、無償で提供していただけるものに限りません。

## 事業の流れ

譲りたい方、譲ってほしい方の双方を登録し、ホームページ等で情報提供し、希望が合致した場合、社会福祉協議会が斡旋し、双方の橋渡しをします。譲りたい方は、登録期間中(6ヶ月)は自宅で福祉用具を保管していただきます。



## < 注意事項 >

利用できる方は、富岡市に住所を有し、営利を目的としない方に限ります。福祉用具の受け渡しは、双方の責任で誠実に行ってください。社会福祉協議会では、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。登録情報掲載（有効）期間は、「譲りたい方」、「譲ってほしい方」、どちらも6ヶ月とします。（掲載期間終了後は、自動的に削除されます。）

### 譲りたい方

情報を掲載できるのは、無償で提供していただける、安全かつ衛生上問題のない福祉用具に限ります。

福祉用具は、譲り先が決まるまで、自宅で保管してください。（社会福祉協議会への持込みはできません。）

安全及び衛生上問題があると判断される場合は、登録をお断りすることがあります。

### 譲ってほしい方

福祉用具を利用される方の体の状況を十分に考慮し、現物を見て不具合などが無いことを確認してください。

（福祉用具も適正に使用しないと重大な事故につながる場合がありますので、ご注意ください）

福祉用具は無償ですが、受け渡し等に係る経費については、譲り受ける方の負担とします。

斡旋された場合、その結果については、譲り受ける方が社会福祉協議会に報告してください。

福祉用具の登録情報は、ホームページでご確認ください。

URL <http://www.tomioka-syakyo.bz-office.net/>  
または「富岡市社会福祉協議会」で検索してください。

問い合わせ 富岡市社会福祉協議会（電話 70-2232）